

議案第117号

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）
の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」
に改める。

第2条 山陽小野田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の
127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、
令和3年4月1日から施行する。

議案第117号参考資料

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第24条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6（略）</p>